

株主各位

証券コード5027
2024年3月13日
(電子提供措置の開始日 2024年3月7日)

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー31階
AnyMind Group株式会社
代表取締役CEO 十河宏輔

第5期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第5期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://anymindgroup.com/ja/ir/stock/meeting>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2024年3月28日（木曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日 時 2024年3月29日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
- 場 所 東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル ベルサール六本木1階

3. 会議の目的事項

- 【報告事項】
1. 第5期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 【決議事項】
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件(1) |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件(2) |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部です。
- 【事業報告】
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先の状況、株式に関する事項、新株予約権等の状況、会計監査人の状況
- 【連結計算書類】
連結持分変動計算書、連結注記表
- 【計算書類】
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件 (1)

1. 提案の理由

当社グループ全体に関わる経営の基本方針や戦略など、グループ経営上重要な事項に関する議論をより充実させるため、取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

本移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第4条 (条文省略) (機関の設置) 第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第1条～第4条 (現行どおり) (機関の設置) 第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第6条～第13条 (条文省略) (招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。	第6条～第13条 (現行どおり) (招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって <u>代表取締役</u> が招集する。ただし、 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

現 行 定 款	変 更 案
2 株主総会においては取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。	2 株主総会においては <u>代表取締役</u> が議長となる。ただし、 <u>代表取締役</u> に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。
第15条～第18条 (条文省略)	第15条～第18条 (現行どおり)
(員数) 第 19 条 当会社の取締役は、10名以内とする。	(員数) 第 19 条 当会社の取締役は、10名以内とする。
(新設)	<u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
(取締役選任の方法) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(取締役選任の方法) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>
2 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	2 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。	3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。
(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第 21 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	<u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役及び社長) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって <u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u> の中から代表取締役を選定する。
2 代表取締役は会社を代表し、当会社の業務を執行する。	2 代表取締役は会社を代表し、当会社の業務を執行する。
(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 <u>社長</u> が招集し、議長となる。取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。	(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> が招集し、議長となる。 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。
2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。	2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
(取締役会の決議等の省略) 第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議等の省略) 第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会議事録) 第26条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会議事録) 第27条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第27条～第29条 （条文省略）	第28条～第30条 （現行どおり）
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(員数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(監査役選任の方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	(削除)
2 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。	(削除)
(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。	

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役) <u>第 33 条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
(報酬等) <u>第 34 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役の責任) <u>第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、法令の定める額を限度として免除することができる。</u>	(削除)
2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
(監査役会の招集) <u>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。</u>	(削除)
(監査役会の決議) <u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に定める場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>	(削除)
(監査役会の議事録) <u>第 38 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。	(削除)
(新設)	(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集) 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議) 第33条 監査等委員会の決議は、法令に定める場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第34条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(新設)	(監査等委員会規程) 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。
第40条～第41条 (条文省略)	第36条～第37条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第43条～第44条 (条文省略)</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 45 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第39条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 41 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>

第2号議案 定款一部変更の件(2)

1. 提案の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めること等の一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンライン株主総会」）の開催が可能となりました。

当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、当社が実施するバーチャルオンライン株主総会は、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資するものとして、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。	(招集) 第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。
(新設)	<u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件(1)」が原案どおり承認可決されると、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当
1	十河 宏輔 (1987年4月7日生) 再任 所有する当社の株式数 : 23,484,500株	2010年4月 株式会社マイクロアド 入社 2016年4月 当社 グループ創業 AdAsia Holdings Limited CEO 就任 2020年3月 当社代表取締役CEO就任（現任）
【取締役候補者とした理由】		当社の創業者として数多くの事業を創出、また確固たるビジョンを掲げて経営を指揮・監督し、事業の成長と企業価値の向上に貢献してきました。「Make Every Business Borderless」というミッションのもと、中長期的な企業価値の向上と持続的成長に努め、これまでの豊富な経験と実績をもとに、当社グループ経営の監督、更なる企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたします。
2	大川 敬三 (1983年4月1日生) 再任 所有する当社の株式数 : 0株	2006年4月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 入社 2012年8月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 入社 2018年2月 当社グループ入社 CFO就任（現任） 2020年3月 当社取締役就任（現任）
【取締役候補者とした理由】		CFOとして当社グループの経営戦略や財務戦略を立案し、関係する各ステークホルダーと円滑な関係を築きつつ戦略を進め、事業の成長と企業価値の向上に貢献してきました。同氏の客観的判断力、先見性、実現力は更なるコーポレート・ガバナンスの強化及び当社の経営を担うに相応しいものであるため適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたします。

3	<p>池内省五 (1962年6月6日生) 再任 所有する当社の株式数 : 0株</p> <p>1988年 4月 株式会社リクルート (現株式会社リクルートホールディングス) 入社 2012年 6月 同社取締役就任 2019年 6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役就任 (現任) 2020年 4月 当社社外取締役就任 (現任) 2020年 9月 JICキャピタル株式会社 代表取締役就任 (現任)</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、既に4年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいたしており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しました。同氏は、上場企業における経営者としての経験に基づき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に関する助言をいただけることを期待して選任しております。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池内省五氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、池内省五氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、4年であります。
3. 当社代表取締役の十河宏輔氏の所有する当社の株式数には、同氏が支配するKSG Capital Pte. Ltd.を通じて同氏が実質保有する当社普通株式600,000株を加算しています。
4. 当社代表取締役の十河宏輔氏は当社グループのうち、AnyMind Group Pte. Ltd.、AnyMind Holdings Limited、GROVE株式会社、株式会社AnyUp、株式会社LYFT、AnyMind (Thailand) Limited、VGI AnyMind Technology Co., Ltd.、AnyMind Hong Kong Limited、AnyMind Group Pte. Ltd. Taiwan Branch、AnyMind Malaysia Sdn Bhd、AnyMind Philippines Inc.、AnyMind (Cambodia) Co., Ltd.、AdAsia Shanghai Limited、AnyMind Korea Co., Ltd.の取締役も兼任しております。
5. 当社取締役の大川敬三氏は当社グループのうち、AnyMind (Thailand) Limited、VGI AnyMind Technology Co., Ltd.、Acqua Media Limited、AnyMind Hong Kong Limitedの取締役も兼任しております。
6. 当社は、取締役候補者池内省五氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 当社は、池内省五氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は2024年6月に更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件(1)」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当
1	むらた しょうへい 村田 昌平 (1989年1月19日生) 新任 所有する当社の株式数 : 0株	2011年4月 有限責任あづさ監査法人 入所 2014年9月 SCS Global Consulting (Vietnam) Co., Ltd. 入社 2015年8月 KPMG Limited (Vietnam) 入社 2017年11月 当社グループ入社 2019年12月 当社常勤監査役就任 (現任) 2019年12月 村田会計事務所参画 (現任)
【監査等委員である取締役候補とした理由】		
公認会計士としての資格を保有しており、経理・財務部門での十分な知見・経験、豊富な監査経験に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督できると判断し、監査等委員である取締役候補者として適任であると考えております。		
2	きた ざわ なお 北澤 直 (1975年9月25日生) 新任 所有する当社の株式数 : 0株	2002年10月 ポールヘイスティングス法律事務所 入所 2008年5月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現三井UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 2014年8月 株式会社お金のデザイン取締役COO就任 2018年4月 Coinbase株式会社CEO就任 2020年3月 当社社外監査役就任 (現任) 2021年7月 株式会社Kyash 社外取締役就任 (現任)
【監査等委員である社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要】		
弁護士としての資格を保有しており、また複数企業における経営者としての経験もあるため、当社グループの経営状況下における経営課題への客観的判断力に基づく助言や、弁護士及び経営者目線でのコーポレート・ガバナンスの充実、向上に尽力いただけるものと考えており、監査等委員である社外取締役として適任であると考えております。		

3	<p>おか 岡 知 敬 (1980年8月18日生) 新任 所有する当社の株式数 : 0株</p> <p>2006年10月 弁護士登録 2006年10月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）入所 2013年9月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2016年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）パートナー就任（現任） 2021年11月 当社 社外監査役就任（現任）</p>
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>国内外の資本市場における証券取引全般のほか、M&A、金融関連規制、企業法務一般等を通じて得た幅広い知識と見識に基づき、当社のコーポレート・ガバナンス強化に尽力いただいており、これまでと同様に監査等を通じてコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るために尽力いただけるものと考えております、監査等委員である社外取締役として適任であると考えております。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北澤直及び岡知敬の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、北澤直及び岡知敬の両氏は、現に当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、北澤直氏は4年、岡知敬氏は2年4か月であります。
3. 北澤直氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、当社は同取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ております。
4. 村田昌平、北澤直及び岡知敬の3氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は2024年6月に更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件(1)」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2023年3月30日開催の第4期定期株主総会において、年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）と決議いただき現在に至っておりますが、コーポレート・ガバナンス強化の観点から社外取締役の増員に柔軟に対応することができるようになりますため、これを廃止した上で新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を定めることとし、年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）へと変更したく存じます。

本議案については、当社の事業規模、現行の役員報酬体系やその支給水準に加え、今後のコーポレート・ガバナンス強化の要請等に対し、柔軟に対応することができるようになります等総合的に勘案しつつ決定しております。本議案は、取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、当該報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」をご承認いただきますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件(1)」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、年額3,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案については、当社のコーポレート・ガバナンスにおいて監査等委員が果たすべき職責、今後のコーポレート・ガバナンス強化の要請等に対し、柔軟に対応することができるようにしてること等を総合的に勘案して決定したものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役は、第1号議案及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」をご承認いただきますと、3名となります。

なお、本議案は第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

事業報告

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、コロナ禍が落とした影が徐々に解消され、前向きな変化が多く見られた一年となりました。物価上昇や円安が継続するものの、個人消費、設備投資及び企業の採用投資などは前年度より緩やかな増加傾向が続きました。中東情勢やウクライナ情勢が緊迫する中、金融引き締めが続く米国経済が想定以上に堅調に推移したことも日本経済の下支えとなりました。日本経済の成長率（2023年の実質GDP成長率）が1.9%となり、世界経済も成長を見せる中、ASEANの経済は、コロナ禍で落ち込んだインバウンドの需要回復や良好な雇用環境による内需拡大を背景に着実な回復・成長が見られています。当社グループは創業以来、積極的に新規国への展開と新規事業への拡大を遂行する中で先行投資が続いておりましたが、当連結会計年度は既存の進出国における事業成長が継続しており、成長投資を継続しつつも、生産性の向上と収益性の改善を実現しております。また、新規市場である韓国、サウジアラビアへの進出を果たし、アジア全域に構築したネットワークを活用し効率的な事業拡大を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上収益は33,460百万円（前連結会計年度比+35.0%）、売上総利益は12,699百万円（前連結会計年度比+36.7%）、営業利益は747百万円（前連結会計年度比+2,353.5%）、税引前利益は628百万円（前連結会計年度比+92.4%）、当期利益は562百万円（前連結会計年度比+129.2%）、親会社の所有者に帰属する当期利益は559百万円（前連結会計年度比+133.8%）となりました。

「Make Every Business Borderless」 というミッションのもとに、各プラットフォームの継続的な機能改善による付加価値増大等に取り組み、ビジネスの拡大を続けております。主な成果として、マーケティングプラットフォームは3,646百万円（前連結会計年度比+27.8%）、パートナーグロースプラットフォームは3,439百万円（前連結会計年度比+39.9%）、D2Cプラットフォームは1,619百万円（前連結会計年度比+55.9%）、売上収益が前連結会計年度比で増加いたしました。また、当連結会計年度における地域別売上収益比率（注）は日本が46.4%（前連結会計年度：47.0%）、東南アジアが38.2%（前連結会計年度：36.5%）、インド・中華圏等のその他地域が15.4%（前連結会計年度：16.5%）となっております。

上記の指標以外にも、当社グループの成長加速の底力となる優秀な人材の確保に引き続き注力しており、組織面でも着実な進化を遂げ、各ステークホルダーのニーズと期待を超える付加価値の高いサービス・プロダクトを提供し続けてまいります。

(注) 地域別売上収益比率は、子会社の所在地における内部取引消去前の売上収益に基づいて算定しております。

(2) 設備投資の状況

記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

2023年3月29日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額870百万円の資金調達を行いました。

(4) 重要な組織再編等

当社グループは、2023年9月25日に、PT. Digital Distribusi Indonesiaの発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

2. 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第2期 (2020年12月期)	第3期 (2021年12月期)	第4期 (2022年12月期)	第5期 (2023年12月期) 当連結会計年度
売上収益 (百万円)	11,080	19,252	24,790	33,460
親会社の所有者に帰属する当期利益(△損失) (百万円)	△1,151	△809	239	559
基本的1株当たり当期利益(△損失) (△)	△36.87円	△20.08円	4.46円	9.73円
資産合計 (百万円)	11,478	13,402	18,822	23,255
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	△492	7,130	11,425	13,511
1株当たり親会社所有者帰属持分	△15.42円	138.27円	202.28円	231.67円

(注) 1. 当社の連結計算書類は、国際会計基準（IFRS）に基づいて作成しております。

2. 第2期、第3期及び第4期のIFRSに基づく連結計算書類については、会社法第444条第4項の規定に基づく監査は受けおりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けており、参考情報として記載しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(間接所有)割合(%)
(連結子会社) AnyMind Group Pte. Ltd.	シンガポール共和国	37百万米ドル 1シンガポールドル	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0
AnyMind Group Pte. Ltd. Taiwan Branch	台湾 台北市	30百万台湾ドル	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0 (100.0)
AnyMind (Thailand) Limited	タイ王国 バンコク都	12百万タイバーツ	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0 (100.0)
AnyMind Japan株式会社	東京都 港区	9百万円	マーケティング事業 D2C事業 パートナーグロース事業	100.0
株式会社フォーエム	東京都 港区	10百万円	パートナーグロース事業	100.0 (100.0)
GROVE株式会社	東京都 港区	9百万円	マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業	100.0
Maiden Marketing Pte. Ltd.	シンガポール共和国	6百万米ドル 211千シンガポールドル	マーケティング事業 パートナーグロース事業	100.0

(注) 1. 議決権比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しています。

2. 上記7社は、売上収益及び当社の議決権比率を参考に選択いたしました。

3. 国際会計基準における当社の連結子会社は上記を含む31社です。

(3) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) その他

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、各事業の拡大に対応を行いつつ、今後の安定的な収益獲得、持続的な企業価値向上の実現に向けて、主に以下の課題があることを認識しております。

(1) 新サービス・事業の開発体制の構築

当社グループは技術革新や市場環境の変化が早い業界にて事業運営を行っており、競争優位性の確保のために、継続的に新規サービスや事業を開発していくことが重要と考えております。当該開発に際しては、プラットフォームやソリューション開発のための体制強化が重要となるため、迅速な開発が行える体制整備や優秀な人材の確保を行ってまいります。

(2) 当社グループ事業及びサービスの認知度向上

当社グループが今後も高い成長率を維持していくためには、当社グループが運営する各事業及びサービスの認知度を向上させ、ブランド主、クリエイター、パブリッシャー等のパートナーやクライアントを獲得していくことが必要不可欠であると考えております。当社グループの活動を通じて業界における認知は広がっているものの、グローバルで更なる認知向上を達成すべく、マーケティングや広報活動などを一層強化・推進してまいります。

(3) 優秀な人材の確保

グローバル市場での競争力を確保し中長期的に成長を続けていくために、優秀な人材を採用し育成していくことが重要な課題と認識しており、採用力の強化と従業員のモチベーションの向上に向けた体制整備、仕組みづくりを続けております。多様な従業員の採用と、個々の成長に適した土壌（企业文化）づくり、トレーニングや業務の中での成長が実現できる環境を構築し、従業員のモチベーションとエンゲージメント向上に努めてまいりたいと思います。今後も中長期的に人材採用と育成について投資を続けていく方針です。

(4) コーポレート・ガバナンスの強化

当社はグループ企業価値を高めるため、純粹持株会社としてグループ経営戦略を立案し、子会社間でのシナジー効果の追求、事業運営の効率化、子会社に対する管理・監督機能を適正かつ有効に発揮すべく、今後もグループの業務や組織運営、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。そして企業の社会的責任の高まりに継続的に応え、意思決定の透明性・公正性確保と企業経営の効率性向上に注力していくために、コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの充実を図ってまいります。

(5) 運転資金の最適化

当社グループは複数国で事業を展開しており現地通貨建ての債権債務が生じるため各国で一定の資金を維持する必要があります。そのような事業構造の中で、ブランドコマース領域において法人クライアントとの取引における売掛金回転期間やクリエイターとのD2Cブランド運営における在庫回転期間等の長期化が発生した場合に、営業キャッシュ・フローの悪化につながるため、継続的に改善を行っていくことが課題と認識しております。取引先の与信管理と売掛金回収遅延時の対応の迅速化、また在庫については受注生産型のアプローチを活用することで在庫リスクを低減していくことにより各国の資金管理を強化するなどの施策を講じてまいります。

(6) 財務基盤の強化

当社グループは2019年12月期から2021年12月期まで営業損失を計上しておりましたが、2022年12月期以降は営業黒字化を実現しております。今後も顧客基盤の拡大や製品開発のためのエンジニア人材の採用、事業領域や展開市場の拡大のための投資は継続しつつ、収益性の向上も重視していく方針です。資本市場と今後の事業方針や計画についてコミュニケーションを深め理解を得た上で、直接金融及び間接金融を活用して、事業規模や投資方針に合わせて財務基盤の強化を図ってまいります。

5. 事業の内容（2023年12月31日現在）

当社グループは「Make every business borderless」 というミッションのもと、ブランド構築、生産管理、メディア運営、ECサイト構築・運営、マーケティング、物流管理等のソリューションをワンストップで支援するプラットフォームを提供するテクノロジーカンパニーです。アジア・中東を中心に世界15カ国・地域にて事業を展開しており、当社と連結子会社31社により構成されております。

昨今のインターネット・テクノロジーの進化を通じて個人も法人も誰もがブランドを築き、グローバルにビジネスを展開できる世の中になってきていると考えております。一方で、まだ国や業界を跨ぐと情報の非対称性や、サプライチェーンの複雑さ、地理的・文化的な制約などが存在しております。そのような制約や複雑性はブランド構築や商品販売を行うための工程において複数の事業者や異なるサービスと連携をするハードルが要因の一つとしてあげられます。当社グループは15カ国・地域において事業展開を行い、マーケティング支援とパブリッシャー及びクリエイターを軸に、EC戦略やECサイト構築運用、生産管理、物流管理に至るまでのバリューチェーンのあらゆる側面にて法人クライアントや個人の事業支援を行っております。当社プラットフォーム上で様々なデータを活用し、一気通貫で事業支援をすることで、ビジネスをより簡単によりシンプルに行える世界の実現を目指しております。

当社グループはインターネット関連事業の単一セグメントであります、ブランドコマース、パートナーグロースの2つの領域にて事業を展開しております。

事業領域	プロダクト種別	具体的な当社プラットフォームの名称
ブランドコマース	マーケティング	AnyDigital
		AnyTag
	D2C	AnyFactory
		AnyShop
		AnyX
		AnyChat
		AnyLogi

パートナーグロース	パブリッシャーグロース	AnyManager
	クリエイターグロース	AnyCreator

当社は、純粋持株会社として当社グループの経営方針策定及び経営管理を行っており、2023年12月末時点において、当社が管理する連結子会社は31社です。

6. 主要な事業所（2023年12月31日現在）

事業所	所在地
当社 AnyMind Japan株式会社 株式会社フォーエム GROVE株式会社 ENGAWA株式会社	東京都港区
AnyMind Group Pte. Ltd.	シンガポール
AnyMind (Thailand) Limited	タイ
AnyMind Vietnam Company Limited	ベトナム
AnyMind Hong Kong Limited	香港
Maiden Marketing (India) Pvt. Ltd.	インド
PT. AdAsia Technology Indonesia	インドネシア

7. 従業員の状況（2023年12月31日現在）

当連結会計年度の当社グループ及び当社の従業員の状況は、下記のとおりです。

	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
当社グループ	1,590	278名増
当社	7	1名減

8. 主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項

1. 株式の状況（2023年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

種類	発行可能株式総数
普通株式	200,000,000 株

(2) 発行済株式の総数

種類	発行済株式の総数
普通株式	58,323,400 株

(注) 1. 2023年3月29日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーラロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、当事業年度中に946,100株増加しました。

2. 新株予約権の権利行使により、当事業年度中に1,276,400株増加しました。

(3) 株主数

4,014名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持分比率
十河宏輔	22,884,500株	39.23%
小堤音彦	5,742,300株	9.84%
特定金外信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	4,019,800株	6.89%
JATF VI (Singapore) Pte. Ltd.	2,922,100株	5.01%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,698,100株	4.62%
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	2,463,100株	4.22%
JAFCO Asia Technology Fund VII Pte. Ltd.	2,032,900株	3.48%
JPインベストメント1号投資事業有限責任組合	1,799,700株	3.08%
日本グロースキャピタル投資法人	1,523,100株	2.61%
渡邊久憲	1,167,600株	2.00%

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況（2023年12月31日現在）

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要及び保有人数

第5回新株予約権

決議年月日	2020年8月7日臨時株主総会決議及び2020年8月17日取締役会決議		
保有者区分及び人数（名）	当社取締役 当社社外取締役 監査役		
新株予約権の数（個）	当社取締役 当社社外取締役 監査役		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式	当社取締役 当社社外取締役 監査役	1,360,800 97,800 24,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	81		(注) 2、5
新株予約権の行使期間	2021年12月1日から2028年11月30日まで		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 資本組入額	81 40.5	(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行なう場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後当社普通株式数} = \text{調整前当社普通株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権行使することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権行使することができない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ④ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑤ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑥ 補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場
 - ⑦ 法令または当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社または当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合
 - ⑧ 死亡した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (4) 本新株予約権者は、2020年12月期から2023年12月期の事業年度までの各事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における売上高が一度も150億円を超えたなかった場合には、本件新株予約権行使することができない。但し、本項（6）号の要件を満たす場合はこの限りではない。
- (5) 本新株予約権者は、2020年12月期から2023年12月期の事業年度までの各事業年度における当社決算書上の損益計算書における売上高が一度でも150億円を超えた場合には、本件新株予約権者が保有する本新株予約権の数に50%を乗じた個数（1個未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする）を行使することができる。
- (6) 本新株予約権者は、2022年12月期から2023年12月期の事業年度までの各事業年度における当社決算書上の損益計算書における営業利益に、以下に定める販管費合計額を加算した金額が一度でも黒字化している場合には、本件新株予約権者が保有する本新株予約権の数に100%を乗じた個数を使用することができる。
 - ①持分譲渡型オプション信託に関して計上する報酬費用
 - ②新株予約権に関して計上する報酬費用
 - ③減価償却費用

(7) 新株予約権者は、本項（1）ないし（3）号の規定において、新株予約権を行使することができるることを条件に、本新株予約権の付与を受けた日から、2年経過後に100%権利行使可能となる（以下、「権利行使可能となることを「ペスティング」という）。但し、新株予約権者が本項（1）～（3）号に定める事実に該当するに至った場合は、当該時点以降のペスティングは中止し、新株予約権者が休職期間中にある期間は、ペスティングされないものとする。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第③号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を使用することができる期間
当社新株予約権を使用できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、新株予約権を使用できる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記3.に記載の「新株予約権の行使の条件」に準ずる。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）、民事再生を行う場合、解散する場合又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。但し、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
 - ② 当社は、本新株予約権者が上記3.に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

- (③) 当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
 - (④) 本新株予約権発行時点以降において、当社の普通株式の公正価格（当社が指定する第三者評価機関による、純資産価額方式に基づく算定又はその他の方式に基づく算定のうち、当社が指定した方式に基づき算定された価格をいい、当該価格がレンジで示される場合には、その最低価格とその最高価格の平均値とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）が、本上場までに一度でも、本新株予約権発行時点の公正価格を下回った場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - (⑤) 新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 2021年7月29日開催の取締役会決議により、2021年8月19日付で普通株式1株について600株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 本新株予約権は、新株予約権1個につき132円で有償発行しております。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

III. 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	十河宏輔	CEO (Chief Executive Officer)
取締役	Rohit Sharma	COO (Chief Operating Officer)
取締役	小堤音彦	CCO (Chief Commercial Officer)
取締役	大川敬三	CFO (Chief Financial Officer)
取締役	池内省五	JICキャピタル株式会社 代表取締役 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	村田昌平	
監査役	北澤直	株式会社Kyash 社外取締役
監査役	岡知敬	

- (注) 1. 取締役池内省五氏は、社外取締役であります。
2. 監査役北澤直氏及び岡知敬氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役池内省五氏、監査役北澤直氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社代表取締役の十河宏輔氏は当社グループのうち、AnyMind Group Pte. Ltd., AnyMind Holdings Limited, GROVE 株式会社、株式会社AnyUp、株式会社LYFT、AnyMind (Thailand) Limited, VGI AnyMind Technology Co., Ltd., AnyMind Hong Kong Limited, AnyMind Group Pte. Ltd. Taiwan Branch, AnyMind Malaysia Sdn Bhd, AnyMind Philippines Inc., AnyMind (Cambodia) Co., Ltd., AdAsia Shanghai Limited, AnyMind Korea Co., Ltd.の取締役も兼任しております。
5. 当社取締役の小堤音彦氏は当社グループのうち、AnyMind Group Pte. Ltd., AnyMind Holdings Limited, Maiden Marketing Pte. Ltd., AnyMind Japan株式会社、株式会社フォーエム、AnyMind (Thailand) Limited, AdAsia Media Vietnam Company Limited, AnyMind Media Vietnam Company Limited, AnyTag Vietnam Company Limited, AnyMind Group Pte. Ltd. Taiwan Branch, AnyMind Malaysia Sdn Bhd, AnyMind Philippines Inc., AnyMind (Cambodia) Co., Ltd., Maiden Marketing (India) Pvt. Ltd.の取締役も兼任しております。
6. 当社取締役の大川敬三氏は当社グループのうち、AnyMind (Thailand) Limited, VGI AnyMind Technology Co., Ltd., Acqua Media Limited, AnyMind Hong Kong Limitedの取締役も兼任しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役1名及び監査役3名との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	22 (4)	22 (4)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	15 (5)	15 (5)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 1. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

2. 上記のほか、連結子会社において、取締役4名が金銭報酬86百万円の支給を受けております。
3. 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役は2023年3月30日であり、その内容は取締役の報酬総額を年額150百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）で、決議時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役の員数は1名）、監査役は2020年3月31日であり、その内容は監査役の報酬総額を年額20百万円以内で、決議時点の監査役の員数は3名とされております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各役員の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役CEO十河宏輔がその具体的な内容について委任をうけるものとし、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役の関与、助言を得て他の業務執行取締役と協議の上、適正な報酬額を決定しております。代表取締役CEOに委任した理由は、当社の経営状況を踏まえつつ、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには最も適していると判断したためです。

6. 監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものである事実

現在、常勤監査役 村田 昌平氏を財務・会計に関して相当程度の知見を有する監査役として選任しており、同氏は監査役会議長を務めています。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しております、国内監査法人及び海外会計事務所にて勤務した後、2017年に当社グループに入社して財務・会計業務に携わり、2019年12月に現職に就任しました。

7. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 池内 省五氏は、JICキャピタル株式会社 代表取締役及びソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役であります。当社と兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員である場合の記載事項

監査役 北澤 直氏は、株式会社Kyash 社外取締役であります。当社と兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。

(3) 各社外役員の主な活動状況

① 取締役 池内 省五氏は、開催された取締役会15回中15回出席しております。同氏は経営者としての豊富な知識・経験に基づき、事業のリスク管理、海外子会社の管理体制等について適宜発言を行っております。

② 監査役 北澤 直氏は、開催された取締役会15回中15回、監査役会12回中12回出席しております。同氏は弁護士及び経営者としての豊富な知識・経験に基づき、事業のリスク管理、安全管理、労務管理、コンプライアンス、海外子会社の管理体制等について適宜発言を行っております。

③ 監査役 岡 知敬氏は、開催された取締役会15回中15回、監査役会12回中12回出席しております。同氏は弁護士としての豊富な知識・経験に基づき、コンプライアンス等について適宜発言を行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(注) 2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人から名称変更しております。

2. 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	108百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、金融商品取引法及び会社法による法定監査以外の任意監査に係る報酬を含めております。
3. 当社監査役会は、当期の会計監査の体制、監査計画の内容、前期の監査内容や遂行状況の監査実績の分析、報酬見積りの算出根拠に関する必要な資料の入手及び会計監査人の報告聴取を通じて、会計監査人の報酬について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社の連結子会社であるAnyMind Group Pte. Ltd.等は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているPricewaterhouseCoopersの監査業務、非監査業務を受けており、当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当該報酬を含めております。

3. 非監査業務の内容

当社及び当社の連結子会社であるAnyMind Group Pte. Ltd.等は、主にコンフォートレター作成業務及び税務関連業務等についての対価を支払っておりそれらは②の合計額に含めております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合の他、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、再任・不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

V. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）につきましては、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、2021年2月12日の取締役会にて、内部統制システムの整備に関する基本方針を定める決議を行っております。

当社グループの内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、社会の一員として、社会的な要請に応え、適法かつ健全な事業活動に努めるものとする。その実行のために、取締役会及び管理部は、企業倫理及び法令遵守の姿勢を社内に伝え、徹底するものとする。
- (2) 取締役会は、取締役会規程をはじめとする職務の執行に関する規程を定め、取締役及び使用人は、法令、定款及び社内諸規程を遵守し、業務を執行する。
- (3) 当社及び当社グループの事業に適用される法令等を識別し、法的要件事項を遵守する基盤を整備するとともに、隨時、教育や啓発を行う。
- (4) 組織的又は個人的な法令違反、不正行為、その他コンプライアンスに関する問題等の早期発見と是正を図るため、内部通報制度の整備・運用を行う。
- (5) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (6) 内部監査担当部門は、当社及び当社グループの内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。
- (7) 反社会的勢力対応規程及び対応マニュアルを定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び機密情報管理規程等情報管理に係る規程に基づき、その保存媒体に応じた適切な保存・管理を行うこととし、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス及び情報セキュリティ等にかかるリスクについて、管理部が主管部署となり、コンプライアンス規程、情報システム管理規程の制定、社内研修の実施、必要に応じマニュアル等の作成、周知徹底を図るものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会における議論の質の向上及び迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つこととする。
 - (2) 定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うこととする。
 - (3) 取締役会は中期経営計画及び年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況について取締役会において定期的に報告、検証を行うものとする。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社に対し必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社が開催するリスク管理委員会を、経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるグループ全体の事業リスクを適切に認識・評価し、対応を協議するための機能も併せ持ったものとして運営する。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、管理体制を構築させる。
 - (4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために、監査役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査を行う。
 - (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有效地に利用する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項
監査役会からその職務を補助すべき使用者を求められた場合、その人事については取締役会と協議を行い決定するものとする。監査役よりその職務に必要な命令を受けた当該使用者はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に対し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、内部通報規程に定める相談・通報窓口やリスクマネジメント委員会を通じて直ちに監査役に報告する。
- (2) 取締役は、その職務の執行状況について、月ごとの取締役会のほか、リスクマネジメント会議、経営会議を通じて監査役に定期的に報告を行うとともに、必要な都度、遅滞なく報告する。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規程に基づき、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用人にその旨を伝え、徹底を図るものとする。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (2) 監査役は、会計監査人、内部監査部門等と、情報・意見交換等を行うための会合を月ごとに開催し、緊密な連携を図る。
- (3) 監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。
- (4) 定期的な社内聞き取り調査や必要に応じて監査役から説明を求められた取締役及び使用人は、監査役に対して詳細な説明を行うこととする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制全般について

当社グループ全体の業務の適正を確保するため、社内規程を整備するとともに、持株会社と事業会社の役割、責任を明確にしております。また、当社内部監査部門がグループ各社に対する内部監査を実施し、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

2. コンプライアンス体制について

当社は、経営上の意思決定、執行及び監督に係るガバナンス体制に加え、昨今のコンプライアンス上のリスク管理の重要性が高まっている状況を受け、コンプライアンスを含めたガバナンス体制・リスク管理体制の整備及び運用の強化に努めております。

具体的には、当社グループにおけるリスク管理規程に基づき、定期的にリスク管理委員会を開催している他、経営会議が中心となり各部門及び各国間の情報共有を積極的に行っており、当社のリスクの早期発見と未然防止に努めるとともに監査役及び法務部を窓口とする内部通報制度を制定しております。

また、組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを確保するために外部窓口（顧問弁護士）を設け匿名性を担保する運用フローを整備しております。重要、高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人、社会保険労務士等の外部専門家及び関係当局等からの助言を受ける体制を構築しております。

3. リスク管理体制について

当社グループの事業活動におけるリスクの認識とその管理に関する基本的事項を「リスク管理規程」に定め、四半期ごとに「リスク管理委員会」を開催してリスク管理の改善、強化に努めており、危機管理に必要な体制を構築しております。

4. 取締役の職務執行について

当社は取締役会規程、代表取締役CEO及び業務執行取締役の職務権限に関する基本規程を定め、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。また社外取締役を選任して取締役会等を通じて社外取締役の発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。当社の取締役会では、年間計画に基づき原則として、年12回開催し、取締役会での議論を通じてグループ各社の経営課題等について全役員が問題意識を共有しております。また、グループ各社における重要事項は、当社取締役会の承認、あるいは報告を要することとし、グループ各社に対する監督機能を強化しております。

5. 監査役の職務執行について

監査役監査は、各監査役が監査役会で定められた監査方針、監査計画に従い、取締役会及び重要会議への出席や業務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。また、監査役は業務執行者から個別にヒアリングを行うとともに、取締役、会計監査人及び内部監査担当者との間で適宜意見交換を行っております。

VII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な成長を目指すため、必要な内部留保の確保を優先しているため、創業以来、配当を行っておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つと認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保の状況を踏まえて検討していく方針です。内部留保につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な成長のための投資を行う資金として、有効に活用していく所存であります。なお、剰余金の配当を行う場合、当社は、中間配当と期末配当の年2回の配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は取締役会としています。

連結財政状態計算書
(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	17,890	流動負債	8,836
現金及び現金同等物	6,266	営業債務及び その他の債務	7,137
営業債権及び その他の債権	7,499	契約負債	481
契約資産	2,239	借入金	316
棚卸資産	857	リース負債	368
その他の金融資産	156	未払法人所得税	184
その他の流動資産	870	その他の金融負債	104
		その他の流動負債	243
非流動資産	5,365	非流動負債	814
有形固定資産	516	リース負債	277
使用権資産	677	その他の金融負債	194
のれん	2,495	引当金	173
無形資産	784	繰延税金負債	167
その他の金融資産	720		
繰延税金資産	109		
その他の非流動資産	60	負債合計	9,651
		資本の部	
		親会社の所有者に 帰属する持分	13,511
		資本金	586
		資本剰余金	11,661
		利益剰余金	648
		その他の資本の 構成要素	615
		非支配持分	93
		資本合計	13,604
資産合計	23,255	負債・資本合計	23,255

連結損益計算書
**(2023年1月1日から
 2023年12月31日まで)**

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	33,460
売上原価	20,761
売上総利益	12,699
販売費及び一般管理費	11,880
営業債権及びその他の債権の減損損失（純額）	134
その他の収益	66
その他の費用	2
	11,951
営業利益	747
金融収益	15
金融費用	134
税引前利益	628
法人所得税費用	66
当期利益	562
当期利益の帰属	
親会社の所有者	559
非支配持分	3
当期利益	562

連結持分変動計算書
 (2023年1月1日から)
 (2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
				新株予約権	在外営業活動体の換算差額
当期首残高	100	11,161	88	77	△24
当期利益	-	-	559	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	520
当期包括利益	-	-	559	-	520
新株の発行	435	435	-	-	-
新株予約権の行使	51	74	-	△71	-
新株発行費用	-	△10	-	-	-
株式報酬費用	-	-	-	59	-
その他	-	-	-	-	-
所有者との取引額等合計	486	499	-	△11	-
当期末残高	586	11,661	648	65	495

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分		親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計			
	その他の資本の構成要素							
	その他	合計						
当期首残高	22	75	11,425	89	11,515			
当期利益	-	-	559	3	562			
その他の包括利益	△5	514	514	-	514			
当期包括利益	△5	514	1,073	3	1,076			
新株の発行	-	-	870	-	870			
新株予約権の行使	-	△71	54	-	54			
新株発行費用	-	-	△10	-	△10			
株式報酬費用	38	97	97	-	97			
その他	-	-	-	△0	△0			
所有者との取引額等合計	38	26	1,012	△0	1,012			
当期末残高	54	615	13,511	93	13,604			

連結注記表

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、指定国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 31社

主要な連結子会社の名称

AnyMind Group Pte. Ltd.、AnyMind Japan株式会社、及び株式会社フォーエム

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結の範囲の変更に会計方針に関する事項

AnyMind Korea Co., Ltd.、Maiden Arabia Marketing One Person Company 及び PT. Digital Distribusi Indonesia Retailindoについては新規設立により連結子会社となったため、PT. Digital Distribusi Indonesiaについては株式の取得により連結子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Maiden Marketing Pte. Ltd.、Maiden Marketing (India) Pvt. Ltd.及びMedia Marketing Maiden FZ-LLCの決算日は3月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日における仮決算に基づく財務諸表で連結しております。

(6) 会計方針に関する事項

① 企業結合

IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得法を用いて会計処理しております。企業結合において移転した対価は公正価値で測定しております。当該公正価値は当社グループが移転した資産、当社グループに発生した被取得企業の旧所有者に対する負債及び当社グループが発行した資本性金融商品の企業結合日における公正価値の合計額として計算しております。

取得関連コストは、企業結合を行うために取得企業において発生した費用であり、仲介者手数料、助言、法律、会計、評価など専門家に支払う費用又はコンサルティング費用、内部の買収部門の維持コストなどの一般管理費、負債性証券及び資本性証券の発行登録費用を含みます。取得関連コストは、負債性証券又は資本性証券の発行費用を除き、サービスの提供を受け、これらの費用が発生した期間において費用処理しております。

企業結合が発生した期末日までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合、未完了の項目については暫定的な金額で報告しております。それらが判明していた場合には取得日に認識された金額に影響を与えたと考えられる、取得日に存在していた事実や状況に関して得た新しい情報を反映するために、暫定的な金額を測定期間（最長で1年間）の間に遡及的に修正するか、又は追加の資産又は負債を認識しております。

取得日において識別可能な資産及び負債は、以下を除き、取得日における公正価値で測定しております。

- ・IAS第12号「法人所得税」に従って測定される繰延税金資産又は繰延税金負債
- ・IAS第19号「従業員給付」に従って測定される従業員給付契約に関する資産又は負債
- ・IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定される被取得企業の株式報酬契約に関する負債

移転した企業結合の対価、被取得企業の非支配持分の金額及び以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値との合計額が、識別可能な資産及び負債の公正価値の純額を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。当社グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、又は認識した識別可能な純資産に対する非支配持分の割合で測定するかについて、個々の企業結合取引毎に選択しております。

支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しております。非支配持分の修正額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額を、資本剰余金に直接認識しており、当該取引からのれんは認識しておりません。

共通支配下における企業結合取引、すなわち、全ての結合企業又は結合事業

が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的ではない企業結合取引については、帳簿価額に基づき会計処理しております。結合による対価が被結合企業の資産及び負債の帳簿価額と異なる場合は、資本剰余金で調整しております。

② 外貨換算

(i) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

(ii) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

これら取引の決済から生じる為替差額並びに外貨建貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替差額は、純損益で認識しております。

(iii) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レート、収益及び費用については、その期間の平均為替レートを用いて日本円に換算しております。但し、当該平均為替レートが取引日における為替レートの累積的影響の合理的な概算値といえない場合には、取引日の為替レートで換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。在外営業活動体の持分全体の処分及び支配又は重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、当該換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えております。

③ 金融商品

(i) 金融資産

金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者となった日に当初認識しております。また、通常方法により購入した金融資産については、取引日基準を適用しております。その他の金融資産は、契約条項の当事者とな

った日(取引日基準)に当初認識しております。当初認識時において、金融資産は償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、直接関連する取引コストを加算した金額で当初測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産として分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産について、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

以下の要件をともに満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVTOCI)負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の双方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値で測定し、その変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVTOCI)資本性金融資産に分類しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する (FVTPL) 金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

(d) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産の減損の認識にあたって、期末日毎に対象となる金融資産又は金融資産グループに当初認識時点からの信用リスクが著しく増大したかどうかに基づき評価しております。当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方、当初認識時点から信用リスクの著しい増大があった場合には、残存期間にわたる予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。信用リスクが著しく増大しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判断しております。

当社グループの通常の取引より生じる営業債権については、残存期間にわたる予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額を現在価値として測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

(e) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認

識を中止しております。

(ii) 金融負債

金融負債は、取引日に当初認識し、当該金融負債の当初認識時点において、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。全ての金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値から直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

当初認識後、報告日において、公正価値で測定し、公正価値の変動は純損益として認識しております。なお、公正価値の変動の内、信用リスクの変動に起因する金額は、その他の包括利益として認識しております。

(c) 認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

(iii) 金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時にを行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④ 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、将来の解体、除去及び設置場所の原状回復費用を含めております。減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を控除して算出しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

- | | |
|---------|---------|
| ・建物附属設備 | 2 年～10年 |
| ・器具備品 | 2 年～5 年 |
| ・その他 | 2 年～10年 |

なお、減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日毎に見直しを行い、従前の見積りと異なる場合には、これを変更しております。なお、当該変更は、会計上の見積りの変更として会計処理しております。

⑤ のれん及び無形資産

(i) のれん

当初認識時におけるのれんの測定方法は、「①企業結合」に記載しております。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。のれんの償却是行わず、連結会計年度末日及び減損の兆候を識別した時に、減損テストを実施しております。減損損失の測定方法は「⑦非金融資産の減損」に記載しております。

(ii) 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、取得日の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法により償却しております。耐用年数を確定できない無形資産は償却を行わず、耐用年数が明らかになるまで連結会計年度末日に減損テストを行っております。減損損失の測定方法は「⑦非金融資産の減損」に記載しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

・ソフトウェア	5 年
・顧客関連資産	5 年～10年
・その他	5 年～10年

なお、減価償却方法及び見積耐用年数は、連結会計年度末日毎に見直しを行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(iii) 研究開発費

研究関連支出は、発生時に費用認識しております。開発関連支出は、IAS第38号「無形資産」における資産計上の要件を満たす開発費用を除き、その支出額は全て発生した期の費用として認識しております。なお、研究関連支出と開発関連支出が明確に区分できない場合には、研究関連支出として発生時に費用認識しております。

⑥ リース

借手としてのリース

当社グループは、主として、不動産にかかるリースをしております。当社グループの不動産リースの一部の契約には延長オプション及び解約オプションが含まれております。延長オプションは、リース期間が延長されることが合理的に確実な場合に限り、リース期間に含めております。

契約の開始時に、契約がリースであるか又は契約にリースが含まれているかについて、契約の実質に基づき判断しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該取引はリースとしております。

リースは、リース資産が当社グループによって利用可能となる時点で、使用権資産及び対応する負債として認識されます。各リース料の支払は、負債の返済分と財務費用に配分されます。財務費用は、各期間において負債残高に対して一定の期間利子率となるように、リース期間にわたり損益として費用処理しております。使用権資産は、資産の耐用年数及びリース期間のいずれか短い方の期間にわたり定額法で減価償却をしております。

リースから生じる資産及び負債は、現在価値で当初測定しております。リース負債は、以下のリース料の正味現在価値を含みます。

- ・ 固定リース料から受け取ったリース・インセンティブを控除した金額
- ・ 変動リース料のうち、指数又はレートに応じて決まる金額
- ・ 残価保証に基づいて借手が支払うと見込まれる金額
- ・ 購入オプションを借手が行使することが合理的に確実である場合の当該オプションの行使価格
- ・ リースの解約に対するペナルティの支払額（リース期間が借手によるリース解約オプションの行使を反映している場合）

リース料は、リースの計算利子率（当該利子率が容易に算定できる場合）又は当社グループの追加借入利子率を用いて割り引いております。

使用権資産は、以下で構成される取得原価で測定しております。

- ・ リース負債の当初測定の金額
- ・ 開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除した金額

- ・当初直接コスト
- ・原状回復費用

短期リース及び少額資産のリースに関連するリース料は、定額法に基づき、費用として認識されます。短期リースとは、リース期間が12ヶ月以内のリースです。少額資産は、例えば、少額の事務所備品などの資産で構成されます。

リース負債の金額や期間等の見直しは、契約内容の変更時に都度見直しを行っています。

リース負債が再測定された場合には、リース負債の再測定の金額を使用権資産の修正として認識しております。

⑦ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、連結会計年度末日毎に減損の兆候の有無を判断し、減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を連結会計年度末日及び減損の兆候を識別した時に見積もっております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち、いざれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスク等を反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位又は資金生成単位グループへの配分については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、事業セグメントの範囲内となっております。全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していくないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、当該資産は回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。資金生成単位又は資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位又はグループに配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループ内におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて減額するように配分しております。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っておりません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、連結会計年度末日毎に損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、回収可能価額を見直し、減損損失を戻入れます。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れます。

⑧ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、貨幣の時間価値の影響が重要な場合、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しております。

資産除去債務については、貸借契約終了時に原状回復義務のある貸借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して資産除去債務を計上しております。

⑨ 収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、主として、マーケティングプラットフォーム、パートナーグロースプラットフォーム及びD2Cプラットフォームの提供を行っております。

(a) マーケティングプラットフォーム

当社グループのマーケティングプラットフォームでは、インフルエンサー・マーケティングの推進・管理を行うプラットフォームである「AnyTag」、デ

ジタルマーケティング支援プラットフォームである「AnyDigital」を中心に顧客である広告主に対してサービス提供を行っております。

インフルエンサーマーケティングにおいて、当社グループは、広告主に対し、「AnyTag」の提供を通じて、マーケティング対象の商品・サービスやターゲットとするユーザーに適したインフルエンサーの調査・特定、市場調査、インフルエンサーとの交渉・マーケティング準備、マーケティングを実施する際のリアルタイムでのモニタリング・効果検証といった、広告主のマーケティング活動の包括的な支援を行っております。

デジタルマーケティングにおいて、当社グループは、広告主に対し、「AnyDigital」の提供を通じて、当社グループが各国で直接連携するインターネットメディアでの広告媒体と親和性の高い様々な広告フォーマットでの出稿、また、当社グループが連携するゲーム事業者及びパブリッシャーの運営するゲームアプリ上での広告配信を通じて、各メディア及びアプリのユーザーに対して、効果的なターゲティングを行うことによる広告効果の最適化といった、広告主のマーケティング活動の包括的な支援を行っております。

インフルエンサーマーケティング、及びデジタルマーケティングにおける当社グループの履行義務は、顧客である広告主に対し、あらかじめ合意した期間にわたってマーケティング活動の包括的な支援サービスを提供することであります。従って、当社グループがサービスを提供するにつれて、広告主はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、売上収益を主としてサービスの提供期間にわたって認識しております。

(b) パートナーグロースプラットフォーム

パートナーグロースは、パブリッシャーグロースとクリエイターグロースで構成されております。

当社グループは、インターネットメディアやモバイルアプリを運営するメディア事業者などのパブリッシャーやクリエイターを中心とする当社パートナーに対して、データ分析、収益化支援、ユーザーエンゲージメント向上支援を行っており、また、アドネットワーク会社や動画配信サイト運営者に対して、広告掲載枠や動画コンテンツの提供等を行っております。

具体的にはパブリッシャー向けにはパブリッシャーグロースプラットフォーム「AnyManager」、クリエイター向けにはクリエイターグロースプラットフォーム「AnyCreator」を提供しております。

i) パブリッシャーグロース

当社グループのパブリッシャーグロースプラットフォーム「AnyManager」は、メディア事業者が運営するオンライン媒体について、

収益一元管理・分析機能の提供、広告在庫枠の管理・運用、メディアパフォーマンスの最適化のための各種ソリューション提供といった包括的なサービスを提供しております。メディア事業者が運営するオンライン媒体上に、アドネットワーク会社が販売する広告を掲載することにより、アドネットワーク会社から広告収益を收受する仕組みになっており、メディア事業者のオンライン媒体上での広告の掲載は、a. 当社グループが所有するアドネットワークのアカウント、若しくはb. メディア事業者が所有するアドネットワークのアカウントを通じて行っております。

- a. 当社グループが所有するアドネットワークのアカウントを通じた広告掲載に関しては、当社とメディア事業者及びアドネットワーク会社との間でそれぞれ合意した契約条件等において、当社が、アドネットワーク会社に対して、メディア事業者が運営するオンライン媒体上の広告掲載枠の管理を含む広告掲載枠の提供に対する主たる責任を有しております。また、広告掲載枠の販売価格の設定等につき、当社が一定の裁量権を有しております。当社グループの顧客はアドネットワーク会社であり、当該顧客に対する当社グループの履行義務は、当社グループとアドネットワーク会社との間で合意された各契約条件等に基づき、あらかじめ合意した期間にわたって、メディア事業者のオンライン媒体上の広告掲載枠をアドネットワーク会社に提供することであり、本人として取引を行つていると判断しております。当社グループが、顧客に対しあらかじめ合意した期間にわたって提供するメディア事業者のオンライン媒体上の広告掲載枠を、顧客が利用するにつれて便益を受け取つて消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、顧客から收受する広告収益を広告掲載枠の提供期間にわたって売上収益として認識しております。
- b. メディア事業者が所有するアドネットワークのアカウントを通じた広告掲載に関しては、当社は、メディア事業者との間で合意された各契約条件等に基づき、メディア事業者に対し、メディアパフォーマンスの最適化のための各種ソリューション提供といった包括的なコンサルティングサービスを提供しております。従つて、当社グループの顧客はメディア事業者であり、当該顧客に対する当社グループの履行義務は、あらかじめ合意した期間にわたってマーケティング活動の包括的な支援に関するサービスを提供することあります。従つて、当社グループがサービスを提供するにつれて、メディア事業者はサービスの便益を同時に受け取つて消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、メディア事業者から收受する対価をサービスの提供期間に

わたって売上収益として認識しております。

ii) クリエイターグロース

当社グループのクリエイターグロースプラットフォーム「AnyCreator」は、主にYouTubeやTikTok等の動画配信サイトにおいて、動画コンテンツの配信を含む、コンテンツを配信するクリエイターの活動やアカウント（YouTubeチャンネル等）のマネジメントを行っております。

動画配信サイトのチャンネル上、動画配信サイト運営者が販売する広告を掲載することにより、動画配信サイト運営者から広告収益を收受する仕組みになっており、動画配信サイトのチャンネルは、a.当社グループが所有権を有するチャンネル、及びb.クリエイターが所有権を有するチャンネルから構成されます。

a. 当社グループが所有権を有するチャンネルについては、当社と動画配信サイト運営者及びクリエイターとの間で合意された各契約条件等において、当社グループが当該チャンネルで配信される動画コンテンツの所有権を有し、動画配信サイト運営者に対して、当社グループが、動画チャンネルの適切な運営管理を含む、適切な動画コンテンツを提供する主たる責任を有しております。当社グループの顧客は動画配信サイト運営者であり、当該顧客に対する当社グループの履行義務は、当社グループと動画配信サイト運営者との間で合意された各契約条件等に基づき、動画配信サイト運営者に対して、動画チャンネル上で動画コンテンツを提供することであり、本人として取引を行っていると判断しております。当社グループが、顧客に対し動画チャンネル上で動画コンテンツを提供するにつれて、顧客は便益を同時に受け取って消費することから、動画コンテンツの提供期間にわたり充足される履行義務であると判断し、顧客から收受する広告収益を動画コンテンツの提供期間にわたって売上収益として認識しております。

b. クリエイターが所有権を有するチャンネルについては、当社グループと動画配信サイト運営者及びクリエイターとの間で合意された各契約条件等において、当該チャンネルで配信される動画コンテンツの所有権は、クリエイターが有しており、当社グループは、クリエイターの代理人として、動画チャンネル及び動画コンテンツの管理業務を行っております。当社グループの履行義務は、クリエイターの代理人として、当該管理業務を通じて、動画配信サイト運営者に対して、クリエイターが所有権を

有する動画チャンネル上で動画コンテンツを提供することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。当社グループが、クリエイターの代理人として、顧客である動画配信サイト運営者に対し動画チャンネル上で動画コンテンツを提供するにつれて、顧客は便益を同時に受け取って消費することから、動画コンテンツの提供期間にわたり充足される履行義務であると判断し、当社グループがクリエイターの代理人として動画配信サイト運営者から收受する広告収益につき、クリエイターとの間で合意した当社に帰属する収益分配率を乗じた純額を、売上収益として認識しております。

上記の動画配信サイト運営者から広告収益を收受する取引の他に、広告主からの依頼に基づき、広告主の商品やサービスに関する動画を動画配信サイトのチャンネルで配信するといったタイアップ広告案件に関するサービスを行っております。

タイアップ広告案件に関するサービスには、広告主に対しマーケティング対象の商品・サービスやターゲットとするユーザーに適した当社グループのクリエイターの選定、交渉・マーケティング準備、マーケティングを実施する際のリアルタイムでのモニタリング・効果検証といった、広告主のマーケティング活動の包括的な支援が含まれます。タイアップ広告案件における当社グループの履行義務は、顧客である広告主に対し、あらかじめ合意した期間にわたってマーケティング活動の包括的な支援サービスを提供することあります。従って、当社グループがサービスを提供するにつれて、広告主はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、売上収益を主としてサービスの提供期間にわたって認識しております。

(c) D2Cプラットフォーム

当社グループは、EC及びD2C領域を中心にブランドの設計・企画から、製造支援、ECサイトの構築・運用、マーケティング、在庫管理物流支援に至るまでバリューチェーンの各段階でサービスを提供しております。「AnyFactory (商品の製造・販売)」、「AnyX (ECマネジメントプラットフォーム)」、「AnyLogi (物流在庫管理支援)」及び「AnyChat (会話型コマースプラットフォーム)」等のサービスを提供しており、これらを総称してD2Cプラットフォームとしております。

D2Cプラットフォームを通じた、包括的な支援サービスの提供における顧客はクリエイターあるいは法人クライアントであります。当社グループの履行義務は、当該顧客に対し、あらかじめ合意した期間にわたって当該サービ

スを提供することであり、当社グループがサービスを提供するにつれて、顧客はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、売上収益を主としてサービスの提供期間にわたって認識しております。

また、当社グループが所有権を有する商品の販売に関しては、顧客は主に個人消費者であります。当該商品の販売について、商品の支配が顧客に移転した一時点において、当社の履行義務が充足したと判断し、売上収益を認識しております。

(d) その他

主に、日本の優れた“おもてなし心”あふれる商品・サービスを発掘・表彰する子会社のENGAWA株式会社が主催する「おもてなしぜクション」であります。当社グループの履行義務は、顧客に対し、あらかじめ合意した一定期間にわたってサービスを提供することであります。当社グループがサービスを提供するにつれて、顧客はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、当社グループの履行義務は、サービスの提供期間に渡り充足されるものであると判断し、売上収益をサービスの提供期間にわたって認識しております。また、当社グループは、顧客に対する当該サービス提供に関して、本人として取引を行っております。

(e) 重要な金融要素

請求書が顧客に届いてから1年以内に支払いが行われるため、ファイナンスの要素はないと考えています。

(f) 契約残高

契約資産とは、当社グループが顧客に移転した財・サービスと引き換えに対価を得る権利をいいます。売掛金は、当社グループが対価を得る無条件の権利を有する場合に計上されます。対価を得る権利は、その対価の支払いが必要となる前に、時の経過のみが必要とされる場合には無条件となります。

当社グループが顧客に財又はサービスを移転する前に、顧客が対価を支払うか、又は当社グループが無条件に対価を得る権利を有している場合、当社グループは支払いが行われた時点、又は債権が計上された時点（いずれか早い時点）で契約負債を表示します。契約負債とは、当社グループが顧客から対価を受領した（又は対価を支払うべきである）財貨又はサービスを顧客に移転する義務のことです。

(7) 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っております。見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した期間と将来の期間において認識されます。

上記の仮定は経営者の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積り及び仮定は以下のとおりです。

① のれんの評価

(i) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	2,495 百万円

(注) 主にPT. Digital Distribusi Indonesiaに配分したのれん719百万円及びMaiden Marketing Pte. Ltd.に配分したのれん458百万円から構成されております。

(ii) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤のれん及び無形資産」に記載した内容と同一です。

なお、資金生成単位あるいは資金生成単位グループに配分した各のれんの減損テストにおける回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、経営者が承認した今後5年以内の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額及び事業計画を超える期間について継続価値を加味し、資金生成単位毎あるいは資金生成単位グループ毎の税引前割引率により現在価値に割引いて

算出しています。

使用価値の算定に用いた事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額は、外部情報及び内部情報に基づき、業界の将来の見通しに関する経営者の評価と過去の実績を反映したものであり、売上収益成長率及び売上総利益率などの主要な仮定が含まれます。継続価値の算定にあたって適用した成長率は、各資金生成単位又は資金生成単位グループに属する主たる売上収益計上国の長期の平均成長率を基礎として決定しております。

税引前割引率は、各資金生成単位あるいは資金生成単位グループの類似企業を基に、市場利子率、資金生成単位あるいは資金生成単位グループの基礎とした各連結子会社の規模等を勘案して決定した税引前加重平均資本コストを用いております。

② 繰延税金資産の回収可能性

(i) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	109 百万円

(ii) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び税務上の繰越欠損金について、経営者が承認した今後5年以内の事業計画を基礎にそれらを回収できる課税所得が生じると見込まれる時期及び金額に基づき算定しております。

事業計画を基礎とした課税所得の見積額は、外部情報及び内部情報に基づき、業界の将来の見通しに関する経営者の評価と過去の実績を反映したものであり、売上収益成長率及び売上総利益率などの主要な仮定が含まれます。

③ 企業結合により取得した資産及び引き受けた負債の公正価値の見積り

(i) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

「その他の注記（企業結合等関係）（取得による企業結合）」に記載した内容と同一です。

(ii) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ①企業結合」に記載した内容と同一です。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供されている資産

その他の金融資産 93百万円

(2) 担保に係る債務

借入金 76百万円

(3) 資産から直接控除した貸倒引当金

売上債権及びその他の債権 210百万円

(4) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 562百万円

無形資産の減価償却累計額 110百万円

使用権資産の減価償却累計額 1,937百万円

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,323,400株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているも

の）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,318,650株

4. 金融商品に関する注記

(1) 資本管理

当社グループは、グローバル規模での持続的成長を続け、企業価値を最大化するため健全な財務体質を構築・維持することを資本管理の基本方針としております。

企業価値の最大化を目指すために、借入金を含めた外部資金の導入も行っており、資本を管理する上で、借入金と現金及び現金同等物、並びに親会社の所有者に帰属する持分のバランスを中心に管理しております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
現金及び現金同等物	6,266
有利子負債（注）	963
資本合計	13,604

(注) 有利子負債は借入金とリース負債の合計であります。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、金融商品による下記のリスクに晒されております。

- 信用リスク
- 流動性リスク
- 市場リスク

当注記において、上記の各リスクについての当社グループのエクスポージャー、当社グループの目的、方針、リスクを測定及び管理するための手続き、並びに当社グループの資本管理に関する情報を記載しております。なお、定量的開示は、当社グループの連結計算書類全体を通して開示しております。

① 信用リスク

信用リスクは、金融商品に係る顧客又は取引先がその契約上の義務を履行できない場合に当社グループに財務損失が発生するリスクであります。信用リスクは、主に当社グループの顧客からの債権及び投資から生じております。

当連結会計年度末における信用リスクによる当社グループに発生し得る財務上の損失の最大値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
	帳簿価額
現金及び現金同等物(注1)	6,266
定期預金(注1)	18
敷金及び保証金(注1)(注3)	740
営業債権及びその他の債権(注2)	7,499
契約資産(注2)	2,239
負債性金融商品(注1)	118
合計	16,883

(注) 1. 当連結会計年度末において、これらの資産のうち期日超過のものはありません。

2. 当社グループは、多数の取引先に対して債権を有しております。これらの債権について、取引先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスク、すなわち信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規定等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。また取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高の管理を行うことで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。これらの信用管理実務から入手される取引先等の取引状況、財務状況や経済状況を勘案し、予想信用損失の認識や測定を行っております。営業債権及びその他の債権、契約資産に係る予想信用損失の金額は、単純化したアプローチに基づき、債権等を相手先の信用リスク特性に応じて区分し、その区分に応じて算定した過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定しております。いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができず、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。債務不履行に該当した場合、信用減損しているものと判断しております。なお、営業債権及びその他の債権、契約資産は、その多くがGoogle LLCとそのグループ会社に対するものですが、その信用力は高く信用リスクへの影響は軽微であります。連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リ

スクに対するエクスポートナーの最大値であります。

3. 主要な金額は、当社グループのオフィスの賃貸借契約に関して支払われた敷金及び保証金であります。

② 流動性リスク

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、事業活動を支える資金調達に際して、金融機関からの借入を利用しておられます。営業債務と合わせ、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、適切な現金及び預金等の残高を維持するとともに、営業活動によるキャッシュ・フローや金融機関との間の随时利用可能な信用枠の設定、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすること等によりリスク管理を行っております。

③ 市場リスク

(a) 為替リスクの管理

当社グループは、国際的に事業を展開しているため、様々な通貨で取引を行っており、外貨建ての営業活動に関する為替の変動リスクに晒されております。当該外国為替相場の変動リスクを低減するために、為替相場の継続的なモニタリング等により管理を行っております。

(b) 金利リスク

当社グループは、金融機関から借入を行っており、当該金利での借入に係る利息金額は、市場金利の変動に影響を受けるため、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、金利相場の継続的なモニタリング等によりリスク管理を行っております。

(c)市場価格リスク

当社グループは、主に資本性金融商品及び負債性金融商品から生じる市場価格の変動リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況や公正価値を把握し、保有状況を定期的に見直すこと等によりリスク管理を行っております。

(3) 金融商品の分類

当社グループの金融資産及び金融負債の分類毎の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2023年12月31日)		
	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
営業債権及びその他の債権	7,499	-
その他の金融資産(流動)		
敷金及び保証金	38	-
その他の金融資産(非流動)		
定期預金	18	-
敷金及び保証金	701	-
その他	0	
合計	<u>8,258</u>	
 公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産(流動)		
負債性金融商品(FVTPL)	118	118
合計	<u>118</u>	

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値
金融負債		
償却原価で測定する金融負債		
営業債務及びその他の債務	7,137	-
借入金(流動)	316	-
合計	7,453	
公正価値で測定する金融負債		
その他の金融負債（流動）	104	104
その他の金融負債（非流動）	194	194
合計	299	

(注) IFRS第16号「リース」が適用されるリース負債は含んでおりません。

(4) 金融商品の公正価値

① 公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間期首時点で発生したものとして認識しております。

また、非経常的に公正価値で測定している金融資産及び金融負債はありません。

② 公正価値ヒエラルキー別の公正価値測定

当連結会計年度末における、連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定する資産及び負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2023年12月31日)	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
負債性金融商品	-	118	-	118
合計	-	118	-	118
金融負債				
その他の金融負債	-	-	299	299
合計	-	-	299	299

③ 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

(a) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他債務

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(b) その他の金融資産、その他の金融負債

上場株式の公正価値については、報告期間末日の市場価格によって算定しております。投資事業有限責任組合への出資及び債券等で活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、割引将来キャッシュ・フロー等の適切な評価技法又は取引先金融機関から提示された価格を参照して算定しております。公正価値で測定する金融資産又は金融負債であるデリバティブは、該当ありません。

変動金利による借入金については、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を公正価値としております。

上記以外のその他の金融資産、その他の金融負債については、短期間で決済されるもの等、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(c) 評価プロセス

レベル3に分類した金融商品について、当社の担当者は、外部の評価専門家の助言を得ながら公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて公正価値を測定しています。その評価に当たっては、類似企業の株式指標や当該金融商品のリスクに応じた割引率などのインプット情報を考慮しております。実施した金融商品の公正価値の測定結果は、外部専門家の評価結果を含めて部門管理者によりレビューされ、最高財務責任者が承認しています。

レベル3に分類した金融商品の評価技法及び重要な観察可能でないインプットは以下のとおりです。

	評価技法	観察可能でない インプット	観察可能でないイン プットの範囲
			2023年12月31日
その他の金融負債 (条件付対価)	ディスカウントキャ ッシュ・フロー法	割引率（注）1	6.50%

(注) 1. その他の金融負債（条件付対価）の公正価値は、割引率が上昇(低下)した場合は減少(増加)します。

(d) レベル3に分類された金融商品の調整表

(単位：百万円)

当連結会計年度

(自 2023年1月1日

至 2023年12月31日)

純損益を通じて公正価値で
測定する金融負債

期首残高

-

企業結合対価による増加

314

評価替

△15

期末残高

299

(e) 感応度分析

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

5. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

主要なサービスに関する情報

主要なプラットフォームごとの外部顧客への売上収益は、以下のとおりです。一時点で認識される売上収益は、主としてD2Cプラットフォームにおける商品販売から構成されます。

(単位：百万円)

当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
マーケティングプラットフォーム	16,762
パートナーグロースプラットフォーム	12,052
D2Cプラットフォーム	4,518
その他	127
合計	33,460

(2) 収益の金額を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「(6) 会計方針に関する事項 ⑨収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3)当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

当連結会計年度
(2023年12月31日)

顧客との契約から生じた債権

受取手形及び売掛金	7,499
-----------	-------

契約資産	2,239
------	-------

契約負債（流動）	481
----------	-----

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書の「営業債権及びその他の債権」に含まれております。

2. 履行義務は概ね1年以内に充足されます。そのため、当社グループはIFRS第15号で認められている実務上の便法を適用し、これらの未充足の履行義務に配分した取引価格を開示しておりません。

3. 当連結会計年度に認識された収益について、期首時点での契約負債に含まれていた金額は378百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

4. 契約負債は、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者持分	231円67銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	9円73銭
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	8円96銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記
(企業結合等関係)
(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の概要

被取得企業の名称 PT. Digital Distribusi Indonesia

被取得企業の事業の内容 EC支援サービスの提供

② 取得日

2023年9月25日

③ 企業結合の主な理由

当社グループは「Make Every Business Borderless」というミッションのもとに、ブランド構築、生産管理、メディア運営、ECサイト構築・運営、マーケティング、物流管理等のソリューションをワンストップで支援するプラットフォームを提供しており、アジア・中東を中心に世界15か国・地域にて事業を展開しております。PT. Digital Distribusi Indonesiaは、ECイネイブラー（IT、流通及びマーケティング機能を複合的に備えECバリューチェーン全体を支援する企業）として、インドネシア国内において法人向けにEC支援事業を展開しております。

本件子会社化により、当社のEC関連プロダクトとテクノロジー開発体制やグローバルネットワークと、PT. Digital Distribusi IndonesiaのインドネシアにおけるECオペレーションチームやクライアントネットワークを相互に連携することにより、アジアにおけるEC支援事業の基盤を確立させるためです。

④ 被取得企業の支配獲得の方法及び取得した議決権資本持分の割合

現金及び条件付対価を対価とする持分の取得により、当社がPT. Digital Distribusi Indonesiaの議決権の100.00%を取得しました。これにより、当社のPT. Digital Distribusi Indonesiaに対する議決権割合は100.00%となり、同社を連結子会社化しております。

(5) 取得関連費用

持分取得に係る業務委託費用等14百万円を連結損益計算書の「販管費及び一般管理費」に計上しております。

(2) 取得の対価及びその内訳

(単位：百万円)

項目	金額
現金及び現金同等物	742
条件付対価（注）1	312
合計	1,054

(注) 1. 条件付対価は、PT. Digital Distribusi Indonesiaの2023年12月期から2025年12月期における業績の達成度合いに応じて、最大250万米ドルの支払いが行われます。

(3) 支配獲得日における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん
(単位：百万円)

	金額
流動資産	
現金及び現金同等物	36
営業債権及びその他の債権（注）1	140
棚卸資産	180
非流動資産	
有形固定資産	3
無形資産（注）2	299
繰延税金資産	0
取得資産	660
流動負債	
営業債務及びその他の債務	284
未払法人所得税	12
その他の流動負債	8
非流動負債	
繰延税金負債	65
引受負債	372
取得資産及び引受負債（純額）	287
のれん（注）3	767
取得対価合計額	1,054

- (注) 1. 取得した債権
 取得した営業債権及びその他の債権の公正価値140百万円について、契約上の営業債権
 総額は143百万円であり、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローは2百万円で
 あります。
2. 無形資産の内訳
 顧客関連資産299百万円であります。
3. のれん
 のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される
 既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。また、のれんは、全額税務上損金
 算入不能なものです。

(4)企業結合による当社グループへの財務上の影響

①被取得企業の売上収益及び当期利益

当連結会計年度の連結損益計算書に含まれている、PT. Digital Distribusi Indonesiaの支配獲得日からの業績は次のとおりです。なお、当期利益には支配獲得日に認識した無形資産の償却費等が含まれております。

(単位：百万円)

項目	金額
売上収益	569
当期利益	22

②企業結合が期首に完了したと仮定した場合の、連結売上収益及び連結当期利益

企業結合が、当連結会計年度の期首である2023年1月1日に行われたと仮定した場合の当社グループの売上収益及び当期利益（プロフォーマ情報）は、以下のとおりです。なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けておりません。

(単位：百万円)

項目	金額
売上収益	34,993
当期利益	580

貸借対照表
(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	2,379	流動負債	430
現金及び預金	2,286	未払金	18
関係会社未収入金	73	関係会社未払金	170
前払費用	9	借入金	240
その他	10	その他	0
		負債合計	430
		純資産の部	
固定資産	2,641	株主資本	4,465
投資その他の資産	2,641	資本金	586
関係会社貸付金	4,478	資本剰余金	7,135
貸倒引当金	△4,343	資本準備金	4,703
関係会社株式	2,506	その他資本剰余金	2,432
		利益剰余金	△3,257
		その他利益剰余金	△3,257
		繰越利益剰余金	△3,257
		新株予約権	126
		純資産合計	4,591
資産合計	5,021	負債・純資産合計	5,021

損益計算書
**(2023年1月1日から
 2023年12月31日まで)**

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		-
売上原価		-
売上総利益		-
販売費及び一般管理費		442
営業損失 (△)		△442
営業外収益		
受取利息	39	39
営業外費用		
為替差損	19	
その他	0	20
経常損失 (△)		△423
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	873	873
税引前当期純損失 (△)		△1,297
法人税、住民税及び事業税		1
当期純損失 (△)		△1,298

株主資本等変動計算書
 (2023年1月1日から)
 (2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

残高および 変動事由	株主資本					新株 予約権	純資産合計		
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本 合計				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	その他利益 剰余金					
当期首残高	100	4,216	2,432	△1,958	4,790	78	4,869		
当期変動額									
新株の発行	435	435	-	-	870	-	870		
新株予約権の行使	51	51	-	-	102	-	102		
当期純損失（△）	-	-	-	△1,298	△1,298	-	△1,298		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	47	47		
当期変動額合計	486	486	-	△1,298	△325	47	△278		
当期末残高	586	4,703	2,432	△3,257	4,465	126	4,591		

個別注記表
(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

(3) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①端数の処理

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

②グループ通算制度の適用

当事業年度よりグループ通算制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表関係

前事業年度において独立掲記しておりました「未収利息」及び「未収消費税」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「未払源泉税」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 貸借対照表に計上した関係会社株式の額

2,506 百万円

(注) 主にMaiden Marketing Pte. Ltd.に係る株式1,165百万円から構成されております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式は主として市場価格のない株式であることから、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額ないし、評価差額は当期の損失として処理しています。当社は、子会社の超過収益力を反映して、計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該関係会社の株式を取得していることがあります。当該超過収益力が見込めず、超過収益力を反映した実質価額が取得原価の50%程度を下回っている場合に、減損処理を行っています。また、実質価額について、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないこととしています。なお、超過収益力の計算及び回収可能性は経営者が承認した事業計画等に基づき行っており、売上収益成長率及び売上総利益率などの主要な仮定が含まれます。

(貸倒引当金)

(1) 貸借対照表に計上した貸倒引当金の額

4,343百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当該見積りは、債務者の将来の不確実な財政状態、経営成績の変動によって影響を受ける可能性があり、実際の返済額や、財政状態、経営成績が見積り時に仮定した状況と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

出向受入費用	80百万円
業務委託費等	77百万円
人件費	80百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	39百万円
------	-------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(2) 總延税金資産及び総延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

当事業年度

(2023年12月31日)

(総延税金資産)

貸倒引当金繰入額	1,329
繰越欠損金	27
関係会社株式評価損	1,392
株式報酬費用	0
未払費用	1
その他	41
総延税金資産小計	<u>2,792</u>
評価性引当額	<u>△2,792</u>
総延税金資産合計	-

(総延税金負債)

その他	-
総延税金負債合計	-
総延税金負債の純額	-

(3) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.62%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	△3.55%
住民税均等割	△0.09%
税率変更の影響	△25.15%
評価性引当額の増減	3.87%
グループ通算制度による影響	△6.91%
その他	1.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.10%

(4) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2023年3月29日の株式上場に際して行われた公募増資の結果、資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることになりました。これに伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を34.59%から30.62%に変更し計算しております。なお、この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	AnyMind Group Pte. Ltd.	所有：直接 100%	役員の兼務資金の貸付	貸付の返済(注1) 出資 人件費(注3)	2,817 663 80	関係会社未払金	111
子会社	AnyMind Japan 株式会社	所有：直接 100%	役員の兼務役務提供資金の貸付	資金の貸付(注1) 貸付の返済(注1) 出向受入費用(注3) 業務委託費等(注3)	3,030 150 80 77	関係会社貸付金(注1.2) 関係会社未払金	3,500 49
子会社	株式会社 LYFT	所有：間接55%	役員の兼務資金の貸付	資金の貸付(注1)	423	関係会社貸付金(注1.2)	483
子会社	GROVE 株式会社	所有：直接 100%	役員の兼務資金の貸付	資金の貸付(注1)	135	関係会社貸付金(注1)	135
子会社	ENGAWA 株式会社	所有：直接 100%	資金の貸付	資金の貸付(注1)	360	関係会社貸付金(注1.2)	360

(注) 1.関係会社貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2.上記各子会社に対する関係会社貸付金に対して、当事業年度において4,343百万円の貸倒り引当金を計上しております。

3.人件費、出向者受入費用については対象者の人件費等を、業務委託費等については業務委託に伴う発生コスト等を勘案し合理的に決定しています。

個人

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権当の所有(被所有の割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	Rohit Sharma	(被所有) 0.51%	当社取締役	新株予約権の行使(注)	23	-	-

(注) 新株予約権の行使は、2020年8月7日開催の株主総会及び2020年8月17日開催取締役会決議に基づき付与された新株予約権のうち、当事業年度における新株予約権の行使について記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 76円56銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 (△) | △22円60銭 |

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月1日

AnyMind Group株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 壮一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 光廣成史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AnyMind Group株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、AnyMind Group株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月1日

AnyMind Group株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 壮一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 光廣成史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AnyMind Group株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月1日

AnyMind Group株式会社 監査役会

常勤監査役 村田 昌平 

監査役（社外監査役） 北澤 直 

監査役（社外監査役） 岡 知敬 

以上

株主総会会場ご案内図

【会 場】 東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル
ベルサール六本木1階
連絡先 03-6384-5540 (代表)



【交 通】 ●東京メトロ日比谷線 六本木駅
(2番出口) 会場まで徒歩約2分
●都営大江戸線 六本木駅
(4b出口) 会場まで徒歩約4分

※駐車場の用意はいたしておりません。
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産等のご用意はございません。ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。